

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 23 日提出

日野町長 堀 田 淳 一

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙の日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成31年3月29日

日野町長 堀 田 淳 一

国民健康保険税条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 87 号）等が、平成 31 年 3 月 29 日に公布され、平成 31 年 4 月 1 日から施行されることによる法律等改正に伴い国民健康保険税条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

（1）国民健康保険税の課税限度額の引き上げ。（第 2 条）

- ・ 基礎分 限度額 58 万円 → 61 万円

（2）低所得者に対する軽減措置（均等割、平等割）の対象となる世帯の軽減判定所得の拡大。（第 23 条）

- ・ 5 割軽減対象者の要件

（改正前） 世帯の所得 33 万円 + （被保険者数） × 27.5 万円 以下

（改正後） 世帯の所得 33 万円 + （被保険者数） × 28 万円 以下

- ・ 2 割軽減対象者の要件

（改正前） 世帯の所得 33 万円 + （被保険者数） × 50 万円 以下

（改正後） 世帯の所得 33 万円 + （被保険者数） × 51 万円 以下

3 附則規程

（施行期日）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

日野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日野町国民健康保険税条例(昭和35年日野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) 及び(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。 3及び4 略	(課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による国民健康保険事業費納付金(以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。))の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金等(以下この条において「後期高齢者支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下この条において「介護納付金」という。))の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) 及び(3) 略 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。 3及び4 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号の1に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の日野町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。